



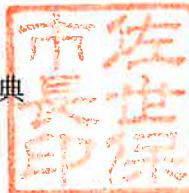
転載・複写禁止

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県佐世保市宮津町646番地2
名 称 長崎県環境資源リサイクル事業協同組合
代表者の氏名 代表理事 片岡 敏明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 宮 島 大 典



許可の年月日 令和4年 7月30日
許可の有効年月日 令和9年 7月29日

1. 事業の範囲

中間処理【破碎・選別】

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、⑦鉱さい、⑧がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上8種類

中間処理【破碎】

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上5種類

中間処理【選別】

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、⑧鉱さい、⑨がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上9種類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処理施設（破碎）

施 設 の 種 類	廃プラスチック類等の破碎施設【固定式】
設 置 場 所	長崎県佐世保市宮津町646番地2
設 置 年 月 日	平成24年7月5日
処 理 能 力	<p>①廃プラスチック類 5.9t／日（10時間）、0.59t／時間 ②紙くず 8.5t／日（10時間）、0.85t／時間 ③木くず 8.5t／日（10時間）、0.85t／時間 ④繊維くず 8.5t／日（10時間）、0.85t／時間 ⑤ゴムくず 12.7t／日（10時間）、1.27t／時間 ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 25.5t／日（10時間）、2.55t／時間 ⑦鉱さい 28.0t／日（10時間）、2.8t／時間 ⑧がれき類 28.0t／日（10時間）、2.8t／時間</p>
許 可 年 月 日	平成19年9月12日
許 可 番 号	佐世保市指令19廃リ第119号

中間処理施設【磁力選別】

施設の種類	選別施設【固定式】
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地2
設置年月日	平成24年7月5日
処理能力	①廃プラスチック類 5. 9 t／日(10時間)、0. 59 t／時間 ②紙くず 8. 5 t／日(10時間)、0. 85 t／時間 ③木くず 8. 5 t／日(10時間)、0. 85 t／時間 ④繊維くず 8. 5 t／日(10時間)、0. 85 t／時間 ⑤ゴムくず 12. 7 t／日(10時間)、1. 27 t／時間 ⑥金属くず 16. 2 t／日(10時間)、1. 62 t／時間 ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。) 25. 5 t／日(10時間)、2. 55 t／時間 ⑧鉱さい 55. 3 t／日(10時間)、5. 53 t／時間 ⑨がれき類 55. 3 t／日(10時間)、5. 53 t／時間

中間処理施設【風力選別】

施設の種類	選別施設【固定式】
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地2
設置年月日	平成24年7月5日
処理能力	①廃プラスチック類 2. 7 t／日(10時間)、0. 27 t／時間 ②紙くず 3. 9 t／日(10時間)、0. 39 t／時間 ③木くず 3. 9 t／日(10時間)、0. 39 t／時間 ④繊維くず 3. 9 t／日(10時間)、0. 39 t／時間 ⑤ゴムくず 5. 8 t／日(10時間)、0. 58 t／時間 ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。) 11. 6 t／日(10時間)、1. 16 t／時間 ⑦鉱さい 25. 1 t／日(10時間)、2. 51 t／時間 ⑧がれき類 25. 1 t／日(10時間)、2. 51 t／時間

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 7月30日 新規許可

令和 4年 7月30日 更新許可

令和 5年 7月10日 許可証の書換え交付(代表者の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無し